

環境省施策体系及び目標体系

：各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 9 環境保健対策

- 9 - (1) 公害健康被害対策（補償・予防）

公害による健康被害の補償・予防を推進することにより、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。

下位目標

「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。さらに、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。

- 9 - (2) 水俣病対策

平成7年の政治的解決に際しての閣議了解や平成16年10月の関西訴訟最高裁判決を踏まえ、平成17年4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に従い、以下の取組を進める。

水俣病総合対策（健康管理事業、医療手帳、保健手帳等）及び地域再生・振興
水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究

- 9 - (3) 環境保健に関する調査研究の推進

近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心が高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。

花粉症と一般環境との関係

本態性多種化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）

環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（一般環境中での電磁界暴露、熱中症等）

- 9 - (4) 石綿健康被害救済対策

石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。